「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点的な取組に係る進捗 2 状況

県では、三重県子ども条例の基本理念もふまえ、平成26年度に少子化対策をはじめとす る子ども・家庭政策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラ ン」(平成27年度~31年度)を策定し、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべ ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、2 つの総合目標と 14 の重点的な 取組に数値目標を設定し、取組を進めているところです。

平成27年度は平成26年度に引き続き、少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけ、 多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議との連携も図りながら、少子化対 策を進めるための機運の醸成を図るとともに、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進 めました。

ライフステージ毎の主な取組状況と今後の取組方向

子ども・思春期

会員数が約1,500に増加した「みえ次世代育成応援ネットワーク」 とも連携を図りながら、地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を見守り、応援する 取組を進めており、引き続き、「子育て家庭応援クーポン」協賛店舗の拡大など、企業 等が行う地域における子どもの育ちを支える取組の活発化を図ります。

また、ライフプラン教育を実施する市町や学校が増加しており、今後も、家庭生活の 大切さなどについて肯定的な家族観が醸成されるよう、関係機関と連携しながら取組を 進めていきます。

さらに、児童虐待通告に対する 48 時間以内の安全確認の実施率は 100%を維持し、 児童虐待相談に適切に対応することができましたが、今後も、地域社会全体で児童虐待 の未然防止や早期発見・早期対応が進むよう取り組むとともに、社会的養護を必要とす る子どもができる限り家庭的な環境で養育されるよう取組を進めていきます。

加えて、平成27年度に策定した「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、市町や 関係機関と連携しながら、困難を抱える子どもや家庭を早期に発見し、必要な支援を行 っていきます。

若者/結婚

若者の安定した経済基盤の確立に向け、正規雇用化に向けたキャ リアアップ研修などを開催するとともに、若者の正規雇用が企業にとっても重要で有益 であるとの理解が進むよう啓発を進めたほか、県内企業の魅力のデータベース化と情報 発信を行いました。

さらに、若者の就労支援の拠点である「おしごと広場みえ」において、若者の正規雇 用に向け取り組むとともに、U・Iターン就職の促進に向け、県外でのセミナーの開催 や関西地区の大学3校と就職支援協定の締結に取り組んだほか、結婚を希望する方が出 逢いイベント情報を受けられる体制づくりを進めました。

引き続き、若者が安定した経済基盤を確保し、経済的な要因で結婚を躊躇することが ないよう、若者の雇用対策に努めるほか、結婚を望む人への出逢いの場等の情報提供や、 結婚や家族形成に関するポジティブなイメージの情報発信を進め、社会全体で結婚を応 援する機運を醸成します。

」 妊娠・出産 「出産・育児まるっとサポートみえ(三重県版ネウボラ)」の推進により各市町の実情に応じた切れ目のない母子保健体制の整備に向けての取組を進めるとともに、特定不妊治療等に係る経済的支援の拡充や、不妊や不育に悩む夫婦への相談支援等を行いました。

また、周産期医療体制の充実に向け、医師等の確保に努めました。

引き続き、不妊に悩む夫婦に対する経済的支援や各市町の母子保健体制づくり支援のほか、周産期母子医療センターの運営や設備整備の支援等を進めます。

引き続き、子育て家庭の支援として、低年齢児保育および病児・病後児保育への支援等により、安心して子育てのできる体制整備を進めるとともに、「みえのイクボス同盟」などによる企業等への働きかけなど、男性の育児参画の取組を加速させます。

また、子どもの発達支援について、三重県立子ども心身発達医療センターの整備や地域における途切れのない支援体制構築の支援に取り組みます。

参様な働き方も含めた女性の就労継続支援のほか、長時間労働の抑制など働き方を見直し、子育てしながら働き続けられるよう企業のワーク・ライフ・バランスの取組を進めるとともに、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた取組を促すなど働きやすい職場環境づくりを進めました。

引き続き、女性の就労継続支援をはじめとして、安心して子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組を促進します。

重点的な取組の進展度

14 の重点的な取組の進展度について、重点目標の達成度合いや取組実績等により総合的に4 段階で判断したところ、 (進んだ)と評価した取組は7項目、 (ある程度進んだ)は6項目で、 (あまり進まなかった)と (進まなかった)は該当ありませんでした。なお、子どもの貧困対策については、27 年度に策定した「三重県子どもの貧困対策計画」をふまえ、重点目標を新たに設定するなど、内容を全面的に改訂したことから、27 年度の進展度の評価はしないこととしています。

※重点的な取組の進展度の判断基準

区 分	重点目標の達成率(達成状況)
⑥ 進んだ	100% (1.00)
ある程度進んだ	85%以上100%未満(0.85以上1.00未満)
あまり進まなかった	70%以上85%未満 (0.7以上0.85未満)
進まなかった	70%未満 (0. 7未満)

・重点目標の達成率(重点目標が複数ある場合は単純平均)の結果により、4段階に 区分したうえで、モニタリング指標の動向や取組実績等の情報をもとに、総合的に 進展度を判断します。

重点的な取組	進展度
1 ライフプラン教育の推進	⑥ (進んだ)
2 若者の雇用対策	② (進んだ)
3出逢いの支援	(ある程度進んだ)
4 不妊に悩む家族への支援	⑥ (進んだ)
5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	(ある程度進んだ)
6周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援	(ある程度進んだ)
7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	(ある程度進んだ)
8 男性の育児参画の推進	⑥ (進んだ)
9子育て期女性の就労に関する支援	(ある程度進んだ)
10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援	⑥ (進んだ)
11 子どもの貧困対策	- (評価の対象外)
12 児童虐待の防止	⑥ (進んだ)
13 社会的養護の推進~里親委託と施設の小規模化等の推進~	(ある程度進んだ)
14 発達支援が必要な子どもへの対応	⑥ (進んだ)

重点的な取組毎の「27年度の取組概要と成果、残された課題」や「28年度の改善のポイントと取組方向」等については次ページ以降に記載しています。

総合目標

総合目標のうち合計特殊出生率は、平成16年の1.34を底に回復傾向にあり、平成27年は1.51で平成26年より0.06上昇しましたが、おおむね10年後の目標である1.8台(県民の皆さんの結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準「希望出生率」)とはかい離があります。

また、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は 53.4%で平成 36 年度の目標値 (67.0%) とは 13.6 ポイントの差となっています。

総合目標	現状値	実績値	目標値
合計特殊出生率	1. 45 (平成 26 年)	1.51 (概数) (平成 27 年)	1.8台 (おおむね 10年後)
「地域社会の見守りの中で、 子どもが元気に育っている と感じる県民の割合」	55.6% (平成 26 年度)	53.4% (平成 27 年度)	67.0% (平成 36 年度)

27年度の総括

27年度の少子化対策の取組については重点的な取組の全体的な進捗状況からある程度進んだと考えられますが、2つの総合目標については10年後の目標水準とかい離があることや、少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、めざすべき社会像の実現に向けて、引き続き少子化対策の取組を継続、強化していく必要があります。

重点的な取組1 ライフプラン教育の推進

5年後のめざす姿

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的知識等の習得が子どもたちを含 めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができている状況をめざしま す。

①幼児向けの教育【教育委員会】

主な取 組内容

- ②小中学校向けの教育【健康福祉部子ども・家庭局】【教育委員会】
- ③高校生向けの教育【教育委員会】
- ④大学生向けの普及啓発【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤学卒後の若者向けの普及啓発【健康福祉部子ども・家庭局】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度

😂 (進んだ)

判断 理由

ライフプラン教育を実施している市町数や学校の割 合が目標を達成したことなどから、「進んだ」と評価 しました。

【※進展度: 😈 (進んだ)、 😂 (ある程度進んだ)、 😂 (あまり進まなかった)、 😂 (進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

- 〇ライフプラン教育の一環として公立幼稚園および小中学校において、家族の大切さを考え る授業づくり等をテーマにした講演会を開催しました(幼稚園:50人、小中学校:90人参 加)。今後は、家族・家庭生活に関する様々な課題に対応した、より実践的な内容となるよ う取組を行う必要があります。【教育委員会】
- ○県補助事業の小中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験事業について3市町、全中学校 に対する命の教育セミナーについて6市町が実施し、その他市町独自の取組などとあわせ 19 市町にライフプラン教育の取組が拡大しました。今後、取組市町のさらなる拡大をめざ す必要があります。また、思春期世代を対象とした性や妊娠出産の正しい知識の習得のた めのウェブコンテンツを作成しました。今後は作成したウェブコンテンツのPRを行い、 多くの子どもたちに正しい知識の提供が行われるようにしていく必要があります。【健康福 祉部子ども・家庭局】
- 〇県立高等学校では、結婚、子育て等をテーマにした講演会(12 校)、保育実習(18 校)、産 婦人科医等専門家の派遣等(18校)を実施したほか、全日制、定時制の全生徒および定時 制の全職員にリーフレットを配付し、生徒がライフプランを考える機会を設けました。今 後、リーフレットの活用事例や各校の取組の発信とともに、性に関する様々な課題に対応 するための内容の充実が必要です。【教育委員会】
- 〇大学でのライフプラン教育(8大学)は、男女共同参画・NPO課「マタハラ・パタハラ のない社会づくり事業」との共同開催で「未来設計講座」として開催し、特に生殖補助医 療と年齢の関係や避妊の方法について学習効果の上昇がみられ、今後自らのライフプラン を考える上での正しい基礎知識を提供することができました。今後は大学の教育計画も考 慮し、研修形態についても考えていく必要があります。【健康福祉部子ども・家庭局】
- 〇成人期の若者には成人式等の機会に妊娠・出産についての正しい知識を伝え、今後自身の ライフプランについて考察する際の参考にしてもらうため、パンフレットの配布を行いま した。また、企業が行う若い職員向けの研修の場において、妊娠や出産等に関する医学的 に正しい情報を提供する取組を行いました。【健康福祉部子ども・家庭局】

	26 年度	27 4	年度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
ライフプラン教育を実施している		14 市町	4 00	20 市町	29 市町
市町数	10 市町 (26 年度)	19 市町	1. 00		
県立高等学校においてライフプラ		45.0%		60.0%	100.0%
ン教育に関する取組を実施した割合	38.6% (26 年 12 月末)	58. 6%	1. 00		

モニタリング指標	27 年 3 月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
平均初婚年齢(県)	男性 30.5 歳 女性 28.7 歳 (25 年)	男性 30.5 歳 女性 28.7歳(26年)
出生児の母の平均年齢(第1子、県)	29.7歳(24年)	29.9 歳(26 年)

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	8, 343	7, 497			

- 〇子どもたちが、発達段階に応じて、妊娠・出産の適齢期や不妊などに関する医学的に正しい知識を持つとともに、家族の大切さなどについて考えるきっかけとなるよう、ライフプラン教育の取組を推進します。【教育委員会】
- 〇赤ちゃんふれあい体験事業、市町内全中学校で実施する命の教育セミナーを開催する市町への補助について同じ市町に固定することのないよう、実施市町の拡大を呼びかけます。また、関係機関との連携を深め、27年度末に作成した思春期世代を対象としたウェブコンテンツのPRを行います。
- ○大学生のライフプラン教育については、実施方法と内容について大学側の意向をふまえて 計画的に進めていきます。
- 〇成人期の若者に対して、成人式でパンフレットの配布等を行うとともに、企業等の若者に向けて、妊娠や出産等に関する正しい知識や情報を提供します。

重点的な取組 2 若者の雇用対策

5年後のめざす姿

結婚を希望する若者が安定した経済基盤を確保することができ、経済的な要因で結婚を 躊躇することが少なくなっている状況をめざします。

①不本意非正規雇用者への支援【雇用経済部】

②企業への啓発【雇用経済部】

主な取 組内容 ③若者と企業とのマッチング【雇用経済部】

④U・「ターン就職の促進【雇用経済部】

⑤農林水産業への就業支援【農林水産部】

⑥南部地域市町への支援【地域連携部南部地域活性化局】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度

⑥ (進んだ)

判断 理由

ニーズに応じたマッチングが進んだことなどにより、「お しごと広場みえ利用者の就職率」が目標を達成したことか ら、「進んだ」と判断しました。

【※進展度: (進んだ)、(ある程度進んだ)、(あまり進まなかった)、(進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

- 〇若者の県内企業への就職による安定した経済基盤の確立に向け、新たに、正規雇用化に向 けた若者のキャリアアップ研修(13人が参加、16日間)やセミナーを開催しました。【雇 用経済部】
- 〇若者の正規雇用が企業にとっても重要で有益であるとの理解が進むよう、企業向けセミナ 一を開催しました。引き続き、企業への働きかけを進める必要があります。【雇用経済部】
- 〇おしごと広場みえの利用状況は、新規登録者 1,574 人(対前年比 5,1%増)、延べ利用者数 は 15,632 人(同 6.5%増)、就職者数 873 人(同 5.9%増)となっています。平成 27 年度 から就職活動の解禁開始時期が変更となり、学生、企業ともに戸惑うところが見られまし たが、平成28年度についても企業の面接解禁時期が2か月前倒し(8月から6月に変更) となるため、おしごと広場みえのさらなる周知を図るなど、若者の就職支援及び企業の人 材確保支援を充実していく必要があります。【雇用経済部】
- 〇若者と企業との相互理解を深めるため、企業の魅力発信データベースの構築(100社)、若 者と企業との交流の場づくり(交流会及び企業訪問ツアー)(20回)、企業の魅力発見フェ ア(延べ 710 人参加)を行いました。インターンシップについては、413 社を対象として 実施しました。学生、企業ともにインターンシップに対する関心も高まってきており、よ り多くのインターンシップを実施できる環境を整備する必要があります。【雇用経済部】
- 〇県内へのU・Iターン就職につながるよう、「ええとこやんか三重 移住相談センター」に 配置した就職相談アドバイザーによる就職相談を実施するとともに、関東地域において U・Iターン就職希望者を対象にした就職セミナーを行いました。さらに、大学内就職セ ミナーに参加する等、関東地域の大学への情報発信や情報収集を実施しました。あわせて、 中部地域(名古屋)及び関西地域(大阪・京都)においても、U・Iターン就職セミナー を開催するとともに、関西地域の大学3校と就職支援に関する協定を締結しました。また、 県外大学を延べ 122 校訪問するとともに、6月から、おしごと広場みえの就職相談会を関

西事務所で開始しました。今後も、若者が就職に必要な基礎力を身に付けることができるよう支援を行うとともに、就職時のミスマッチによる離職を防ぐよう、若者と企業との相互理解を深める取組を進める必要があります。さらに、県内企業への就職を促進するため、大学との就職支援協定に基づき、県内企業でのインターンシップの受け入れに向けたシステムの構築が必要です。【雇用経済部】

- 〇新規就農者の確保・定着に向け、「みえの就農サポートリーダー制度」による支援(46人対象)や青年就農給付金の給付(準備型21人、経営開始型94人)、学生の農業インターンシップの実施(11人参加)などに取り組み、新規就農実績は130人となりました。引き続き、効率的な技術習得を支援するとともに、将来の地域農業をビジネス感覚をもって担う人材の育成に取り組む必要があります。【農林水産部】
- ○尾鷲市と紀北町が三重大学と連携して実施した、地域で操業する中小企業等を大学生に見 学してもらう取組を支援することにより、地域産業への理解を深めてもらうことができま した。今後はこれを契機に、U・Iターン就職につなげていく取組が必要となります。【地 域連携部南部地域活性化局】

	26 年度	27 年	- 度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
- 「おしごと広場みえ」利用者の就職		42.0%		56.8%	59.0%
率	40.3% (25 年度)	55. 5%	1.00		
県内新規学卒者等が県内に就職し		-		73. 9%	76. 1%
た割合 (※新たに 27 年度に設定した項目)	71.9% (25 年度)	73. 3%	_		

モニタリング指標	27年3月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
25 歳~34 歳の不本意非正規社員割合(国)	30.3%(25年度)	26. 5%
大学卒の3年後の離職率(県)	35.2% (26年4月)	31.5%
「おしごと広場みえ」利用満足度(「大変満足」、 「満足」の回答割合)(県)	90%(25 年度)	95. 9%

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	122, 418	134, 558			

- 〇非正規雇用者で正規雇用をめざす若者等を対象に、「各人に何が足りないか」のカウンセリングを行い、実行力や課題発見力など社会人基礎力の中で不足している能力を身に付ける 研修の開催などのキャリアアップ支援を実施します。【雇用経済部】
- 〇若者の正規雇用が企業にとっても重要で有益であるとの理解が進むよう、引き続き、企業 向けセミナーを開催します。【雇用経済部】
- 〇中小企業の様々な魅力を掘り起こし、データベース化、発信(平成28年度に100社追加することを目標)するとともに、中小企業の魅力を発信するセミナーを開催します。また、就職時の中小企業と若年者の相互理解が、早期離職を招くミスマッチを防ぐことになるため、経営者等と若年者との交流の場や、県内企業を訪問するバスツアー等を実施するとともに、産学官連携による「多様な」インターンシップを実施することにより、内容を充実させ、若者、企業のメリットを大きくする仕組みづくりに取り組みます。【雇用経済部】
- ○「ええとこやんか三重 移住相談センター」に配置した就職相談アドバイザーによる就職相談を実施するとともに、関東地域においてU・Iターン就職希望者を対象にした就職セミナーを行います。また、大学内就職セミナーに参加するなど、関東地域の大学への情報発信や情報収集を実施します。あわせて、中部地域(名古屋)及び関西地域(大阪・京都)においても、U・Iターン就職セミナーを実施するとともに、県外大学生への県内就職情報を効果的に発信するため、三重県出身者が多い県外大学等と就職支援協定の締結を進めるとともに、協定を締結した大学との密接な連携のもと、県内就職イベントの大学事務局を通じた県内出身者へのダイレクトな情報提供(メールやSNSを活用)等を実施します。さらに、県外への進学者・在住者のU・Iターン就職を支援するため、県内企業が三重県外での合同企業説明会に出展する際の費用の一部を補助します。【雇用経済部】
- ○新規就農者の確保・定着を図るため、創業やキャリアップ支援などを通じて、若き農業ビジネス人材を育成する仕組みを、産学官連携で検討するとともに、U・Iターン就農情報等の発信や学生のインターンシップの実施などに取り組みます。【農林水産部】

〇尾鷲市と紀北町が三重大学と連携して実施する、大学生に地域で操業する中小企業等への 理解を深めてもらう取組を支援します。さらに、地元出身者の参加を促すことで、よりU・ Iターン就職の促進につなげていきます。【地域連携部南部地域活性化局】

重点的な取組3 出逢いの支援

5年後のめざす姿

結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県及び企業・団 体・市町などの多様な主体が、それぞれの立場で結婚支援にかかる取組を推進し、県内各 地域で結婚を支援する体制が整っている状況をめざします。

主な取 組内容

- ①結婚を希望する方への情報提供【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②結婚支援に取り組む市町、団体の支援【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③南部地域の出逢いの場づくり支援【地域連携部南部地域活性化局】
- ④企業の結婚支援の取組支援【健康福祉部子ども・家庭局】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度

💭 (ある程度進んだ)

判断 理由 出逢いの情報提供数は目標を下回りましたが、結婚支 援に取り組む市町数が増加したことなどから、「ある 程度進んだ」と判断しました。

【※進展度: (進んだ)、(ある程度進んだ)、(あまり進まなかった)、(進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

- ○「みえ出逢いサポートセンター」(以下「サポートセンター」という。)において、結婚を 望む人への出逢いの場等の情報提供を行いました。情報提供数について、27 年度当初はサ ポートセンターの開設から日数が浅いこと等から伸び悩み、年間の目標数を達成すること はできませんでしたが、年度後半になるにつれて増加していることから、目標の達成に向 けて、出逢い応援団体に対する支援を継続する必要があります。
- ○市町や企業が取り組む結婚支援に対し支援するとともに、子どもの結婚を望む親に対して セミナーを実施しました。また、結婚ポジティブキャンペーンとして、「みえ思いやりアク ション動画」を制作し、You Tube にアップし、広く配信しました。
 - 引き続き、サポートセンターの利用者のさらなる増加や市町や企業等の結婚支援の取組の 活性化が図られるよう、市町やサポートセンターに登録している企業等に働きかける必要 があります。

【以上、健康福祉部子ども・家庭局】

○南部地域の市町が実施する独身男女の出逢いの場づくりなどに関する取組を支援しました。 (8市町で計10回開催、47組のカップル成立)今後は市町間の連携を深め、ノウハウを 共有することで、より効果的な取組としていく必要があります。【地域連携部南部地域活性 化局】

(参考) みえ出逢いサポートセンターにおける主な取組実績(平成28年3月末時点)

- ・メールマガジン会員登録者 累計 1,817人
- センター会員 999 人 (男性 570 人、女性 429 人)
- 出逢い応援団体登録 43 団体
- 出逢いサポート企業登録 123 社
- ・結婚支援アドバイザー派遣事業の実施 5回
- 情報提供数 125 件
- 総イベント数(イベント、セミナー、親支援セミナー含む) 98 回
- ・総参加者数(イベント、セミナー、親支援セミナー含む) 1,249 人

- 相談件数 約4.100件(うち親 約1.600件)
- ・結婚・家庭フォーラムの開催(平成27年10月12日) 白河桃子氏による記念講演会やミニセミナーの実施。(延べ280人が参加)
- ・結婚ポジティブキャンペーン「『夫婦・恋人の絆』応援プロジェクト」事業として、 「みえ思いやりアクション動画アワード」の開催(平成28年3月5日)

	26 年度	27 年	度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
出逢いの場の情報提供数		160 件		180 件	240 件
	10 件 (26 年 10 月)	125 件	0. 78		
結婚支援に取り組む市町数		13 市町		15 市町	22 市町
	11 市町 (25 年 11 月)	14 市町	1.00		

モニタリング指標	27 年 3 月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
平均初婚年齢(県)	男性 30.5 歳 女性 28.7 歳(25 年)	男性 30.5 歳 女性 28.7歳(26年)
婚姻件数(県)	8,844件(25年)	8,555件(26年)
生涯未婚率(県)	男性 16. 29% 女性 7. 09%(22 年)	同左

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	12, 293	26, 892			

- ○「みえ出逢いサポートセンター」へのセンター会員登録や出逢いイベント情報の提供が増加していることから、引き続き、結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、「みえ出逢いサポートセンター」の取組を中心に、結婚を望む人への出逢いの場の情報提供に取り組みます。
- 〇市町や企業等の結婚支援の取組が活性化するよう支援します。
- ○若い世代の方々が結婚の希望を持てるよう、既婚者等が参加するイベントの開催を通じ、 結婚に対するポジティブなイメージの発信に努めます。

【以上、健康福祉部子ども・家庭局】

〇県と南部地域の市町の担当者で構成する会議において、成功事例等をもとにより効果的な 取組について研究していくとともに、市町が連携して実施する独身男女の出逢いの場づく りに加え、出逢いの世話人を配置する取組についても支援をしていきます。【地域連携部南 部地域活性化局】

重点的な取組4 不妊に悩む家族への支援

5年後のめざす姿

不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっている状況 をめざします。また、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の 間に広がっている状況をめざします。

主な取 組内容

- ①相談や情報提供【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②経済的支援【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③企業における休暇制度の導入の働きかけ【健康福祉部子ども・家庭局】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度



判断 理由 当初の目標(男性の不妊治療等、県独自の不妊治療助 成に取り組む市町数)を前倒しで達成したことから、 「進んだ」と判断しました。

【※進展度: (進んだ)、(ある程度進んだ)、(あまり進まなかった)、(3)(進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

〇相談や情報提供については、不妊や不育に悩む夫婦に対する電話の専門相談(248件)、担 当者向け研修会(参加者64人)、一般向け研修会(参加者「不育症講演会」34人、「不妊症 講演会」58人)を実施しました。専門相談においては、体外受精等、治療に関する相談だ けでなく、不妊治療を行うことへの迷いや夫や周囲との人間関係に対する相談も多く、内 容は多岐にわたっています。平成 26 年度は相談件数が減少に転じましたが、平成 27 年度 は再び増加していることから、引き続き相談の二一ズは多いと考えられます。

今後も不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む 夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを進めることが必要です。

- ○経済的支援については、特定不妊治療費助成件数は、2,708件(対前年同期比98.9%)と なりました。また、特定不妊治療費助成事業に加えて、県の上乗せ助成事業、不育症や男 性不妊治療、第2子以降の不妊治療、一般不妊治療に対する助成事業を実施しました。 引き続き、不妊や不育症に悩む夫婦がこれらの事業による助成をうけられるよう、実施市 町の拡大に取り組む必要があります。
- 〇企業における休暇制度の導入の働きかけについては、国に対して、仕事をしながら不妊治 療を受けられるよう、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に 対する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、企業における休暇制度の導入を働き かけるよう要望しました。

今後も国に対して、特定不妊治療費助成事業のさらなる拡充を要望していく必要がありま す。

	26 年度	27 年	度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
男性の不妊治療等、県独自の不妊		21 市町	4 00		29 市町
治療助成に取り組む市町数	19 市町 (26 年度)	29 市町	1.00	目標達成	
県独自の全ての不妊治療助成事業		-		13 市町	20 市町
に取り組む市町数 (※新たに 27 年度に設定した項目)	5 市町 (26 年度)	10 市町	_		

モニタリング指標	27 年 3 月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
「不妊専門相談センター」への相談件数(県)	225 件(26 年度)	248 件(27 年度)

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	440, 405	553, 627			

- 〇相談や情報提供については、引き続き不妊に悩む夫婦の精神的負担の軽減を図るため、不 妊専門相談センターにおける電話相談・面接相談を行うとともに不妊や不育症に関する正 しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、 治療を受けやすい環境づくりを行っていくことを目的として、講演会等を開催します。 また、医療機関における相談・支援体制を充実させるために、不妊症看護に関する専門的 な能力を有する看護師を配置する医療機関に対して、不妊症看護認定看護師資格取得に係 る費用の助成を行います。
- ○経済的支援については、国の平成27年度補正予算において一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、特定不妊治療への助成拡大を行うこととなったことを受け、子どもを望みながら不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、初回の治療に限り、助成額を上限30万円まで増額(15万円⇒30万円に拡充)するとともに、男性不妊治療(特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)を行った場合は上限15万円まで増額(5万円⇒15万円に拡充)し、不妊に悩む夫婦に対して、さらなる経済的支援を行います。

また、引き続き、不妊や不育症に悩む夫婦が、特定不妊治療費助成事業に加えて、県の上乗せ助成事業、不育症や第2子以降の不妊治療、一般不妊治療に対する助成事業による助成を受けられるよう、県単事業を実施する市町の拡大に取り組みます。

〇企業における休暇制度の導入の働きかけについては、引き続き国に対して、仕事をしながら不妊治療を受けられるよう、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に対する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、企業における休暇制度の導入を働きかけるよう要望を行います。

重点的な取組 5 切れ目のない好産婦・乳幼児ケアの充実

5年後のめざす姿

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべて の相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを生み育てるこ とができる環境づくりが進んでいる状況をめざします。

①市町の母子保健サービスの取組支援【健康福祉部子ども・家庭局】 主な取

組内容 ②市町の産後ケアの取組支援【健康福祉部子ども・家庭局】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度

◯ (ある程度進んだ)

判断 理由 妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整 備されている市町数が増加し、切れ目のない支援体制 づくりに向けての取組が進んだことから、「ある程度 進んだ」と判断しました。

【※進展度: (進んだ)、(ある程度進んだ)、(あまり進まなかった)、(進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

〇市町の取組を専門的視点で支援する母子保健体制構築アドバイザーを県庁に配置し、29市 町を訪問し、母子保健統計や他市町、他県の情報提供をしながら、母子保健事業の現状や 課題の整理をし、課題整理表、体制図、事業連携図等を作成し、現状の見える化を行いま した。

また、人材育成として市町の母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターの育成、 母子保健担当者の研修、情報交換会を行うとともに、産後ケア事業や不妊治療助成、思春 期ライフプラン教育事業への補助等を通じて市町の支援を行いました。

国においても、平成27年度予算等において、子ども子育て支援法による利用者支援事業(母 子保健型)、妊娠・出産包括支援事業が創設され、県内では母子保健型7か所、妊娠出産包 括支援事業を5か所の市町が利用しました。

今後、これらの事業の活用を拡大させ、市町の母子保健体制整備をさらに進めていく必要 があります。

○産後ケア事業については昨年度を大きく上回る7市町が実施し、産後の母子のサポート体 制整備が進みました。

今後、国の妊娠・出産包括支援事業を利用するなど、さらに各地で取組が広がるように、 事業が軌道に乗るまでの間、補助を継続していく必要があります。

体制整備は進みましたが、実際の利用に至っていない市町もあり、対象者の把握、事業の 活用の効果について情報交換を進め、有効な制度にしていく必要があります。

	26 年度	27 年	F度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
ロヴの女児について担談担手のい		99.6%		99. 7%	100.0%
日常の育児について相談相手のい る親の割合	99.4% (26 年度)	98.8%	0. 99		
妊娠期からマキナ期にわれる処合的		24 市町		26 市町	29 市町
妊娠期から子育て期にわたる総合的 な相談窓口が整備されている市町数	22 市町 (26 年度)	24 市町	1.00		
計則・済所・安治等による帝後をマ		4 市町		7市町	13 市町
訪問・通所・宿泊等による産後ケア を実施できる体制がある市町数	2 市町 (26 年度)	7 市町	1. 00		

モニタリング指標	27 年 3 月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数(県)	22 市町(26 年度)	25 市町(27 年度)
5歳児健診を実施する市町数(県)	4市町(27年1月)	4 市町(27 年度)

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	20, 266	12, 293			

〇引き続き母子保健体制構築アドバイザーにより、各市町の母子保健体制づくりに向けた情報提供や助言支援を行います。

また、子育て世代包括支援センターや市町母子保健事業の核となる人材育成として母子保健コーディネーターの養成を行うとともに、各市町が他市町の取組を参考にできるような意見交換の場を設定します。

〇各地で行われている産後ケア事業について、医療機関や助産所との連携上の課題分析や対象者の把握、情報共有について関係機関で意見交換を行います。

重点的な取組6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

5年後のめざす姿

必要な産科・産婦人科医、小児科医等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環 境が整うとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、リスクの高い 出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されている状況を めざします。また、医療的ケアが必要な子どもが安心して健やかに育てられるよう、保健・ 医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われている状況をめざします。

①人材の確保・育成【健康福祉部医療対策局】

主な取 組内容

- ②総合的なネットワーク体制の構築【健康福祉部医療対策局】
- ③ハイリスク分娩への対応【健康福祉部医療対策局】
- ④重症新生児への高度・専門的医療の提供【健康福祉部医療対策局】
- ⑤在宅での療養・療育支援【健康福祉部医療対策局】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度



😂 (ある程度進んだ)

判断 理由 重点目標の4項目のうち3項目で目標を達成(残る1 項目を含めた達成状況の平均値は 0.90) したことか ら、「ある程度進んだ」と判断しました。

【※進展度: (進んだ)、(ある程度進んだ)、(あまり進まなかった)、(進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

- ○県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を 進めることを目的に、三重専門医研修プログラムの募集を開始し、修学資金貸与者等に個 別面談等を実施した結果、21人がプログラムに基づく研修を実施することとなりました。 平成26年度に引き続き、プログラムの活用に向けた取組を進めていく中で、周産期関係の 診療科についてもプログラムの活用を働きかけ、必要な産科・産婦人科医、小児科医を含 めた医師確保を図っていく必要があります。
- ○本県における就業助産師は、人口10万人あたり21.2人と全国平均(26.7人)を大きく下回 っていることから助産師修学資金の貸与等の取組を進めています。総数の不足だけでなく、 就業先や地域間の偏在も生じていることから、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向 けて助産師出向システムの導入を進める必要があります。
- ○周産期死亡や新生児の救急搬送症例等に関する調査・研究、症例検討等をもとに周産期医 療関係者の資質向上等に取り組みました。こうした取組を通じ、周産期母子医療センター のネットワーク体制や周産期母子医療センターと地域の産科医療機関、助産所とのネット ワーク体制のさらなる充実を図る必要があります。
- ○周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、総合周産期母子医療センターのNI CU(新生児集中治療室)の医療機器の整備を支援しました。出産年齢の高齢化等により 出産にかかるリスクが高まる恐れがあることから、リスクの高い分娩に対応できる周産期 母子医療センターの運営や体制整備を支援していく必要があります。
- ○新生児ドクターカー(すくすく号)の運用を総合周産期母子医療センターに委託し、重症 新生児の救急搬送に対応しました。新生児の救急医療体制を確保するため、新生児ドクタ ーカーを運用していく必要があります。
- 〇医療的ケアが必要な子どもの療育・療養に対応するため、多職種による連携体制の構築に 取り組む市町等を支援しました。今後、こうした体制の整備を全県的な取組として展開し ていくため、引き続き市町等の取組を支援していく必要があります。

【以上、健康福祉部医療対策局】

	26 年度	27 4	年度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
出産1万あたりの産科・産婦人科医 師数	96 人 (24 年)	96 人以上 (26 年) 114 人 (26 年)	1.00	96 人以上 (26 年)	(30年)
小児人口 1 万人あたりの病院勤務 小児科医師数	4. 2 人 (24 年)	4.2 人以上 (26 年) 4.9 人 (26 年)	1.00	4.2 人以上 (26 年)	5.5 人以上 (30 年)
就業助産師数	359 人 (24 年)	403 人 (26 年) 386 人 (26 年)	0. 96	403 人 (26 年)	491 人 (30 年)
周産期医療施設から退院したハイ		98.0%	4 00	100.0%	100.0%
リスク児への市町における訪問等 の実施率	97.4% (26 年度)	100.0%	1. 00		

モニタリング指標	27 年 3 月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
周産期死亡率(出産 1000 対)	4.1(25年)	4.4(26年)

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	944, 088	984, 720			

- 〇より多くの医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラムの活用を促し、若手医師の キャリア形成支援とあわせて、医師の地域偏在の解消につなげていきます。また、プログ ラムの活用に向けた取組を進めていく中で、周産期関係の診療科についてもプログラムの 活用を働きかけ、必要な産科・産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図ります。
- ○就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムの導入を進めるとともに、院内助産や助産師外来といった助産師が医療機関においてモチベーションを持って正常分娩を担当できる体制構築に対する支援を行います。
- 〇高度で専門的な周産期医療を効果的に提供するため、周産期母子医療センターを中心に地域の産婦人科と基幹病院の小児科・産婦人科との連携を図る周産期医療ネットワーク体制のさらなる充実を図ります。
- 〇ハイリスク分娩に対応する周産期母子医療センターの運営に対し支援を行うとともに、出産前後の母体、胎児及び新生児の治療、管理を行うために必要となる医療機器等の設備整備を支援します。
- ○地域の医療機関等で産まれた重症の新生児を周産期母子医療センターへ搬送する間、医師が高度で専門的な医療を提供することができる新生児ドクターカー(すくすく号)の運用を行います。
- 〇保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応 できる連携体制の構築や、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師等の医療従事者、支援 の窓口となるコーディネーター、医療と療育・教育をつなぐ人材の育成等にかかる市町等 の取組を支援します。

【以上、健康福祉部医療対策局】

重点的な取組7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援

5年後のめざす姿

低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進 み、地域で安心して子育てができている状況をめざします。

①保育士の確保と処遇改善【健康福祉部子ども・家庭局】

- ②低年齢児保育の拡充【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③病児・病後児保育の拡充【健康福祉部子ども・家庭局】

主な取 組内容

- ④放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤孫育てなど地域の子育て支援【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑥子どもの「生き抜いていく力」を育む取組の支援【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑦家庭教育の充実【戦略企画部】【健康福祉部子ども・家庭局】【教育委員会】
- ⑧幼児教育の充実【健康福祉部子ども・家庭局】【教育委員会】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度



〇 (ある程度進んだ)

判断 理由 保育所待機児童数は目標を達成できませんでしたが、 放課後児童クラブ等に関する目標は達成したほか、低 年齢児保育充実のための人材の確保など子育て家庭 を支える取組が進んだことから、「ある程度進んだ」 と判断しました。

【※進展度: (進んだ)、(ある程度進んだ)、(あまり進まなかった)、(進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

- 〇「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適 切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況につい て、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。
- 〇平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格施行し、保育所の入所要件が緩和され、 申込児童数が増加したことにより待機児童数が増加しました。また、本県においては、保 護者が育児休業中であっても復職を希望する場合には待機児童に含めることとしています。 保育に対する需要が増える中、待機児童を解消するため、保育所等整備のための支援や、 私立保育所に年度当初から保育士を加配し、低年齢児保育の充実を図る市町への支援を行 いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、指定保育士養成施設の学生や潜 在保育士に対する就職ガイダンスや保育所就職フェア(計105人)、潜在保育士の職場復帰 支援研修(36人)や就労相談、新任保育士の就業継続支援研修(202人)を実施するとと もに、保育士修学資金の貸付(10人)を行いました。引き続き、待機児童解消に向けて保 育所整備や保育士確保の取組を推進する必要があります。
- 〇病児・病後児保育事業の運営を支援し、18地域において病児・病後児保育を提供しました。 引き続き、病児・病後児保育に取り組む市町を増やしていく必要があります。
- 〇放課後児童対策等を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うととも に、放課後児童支援員県認定資格研修(修了者358人)や子育て支援員研修(放課後児童 コース)(修了者83人)を実施しました。引き続き、放課後児童クラブの整備や運営への 支援を行い、待機児童の解消に努めるとともに、放課後児童支援員の研修等を実施し、資 質の向上に努める必要があります。
- 〇地域の子育て支援については、市町と連携して、「子育ち・子育てマイスター養成講座」や

「孫育て講座」などにより、地域で活動する人材の育成を行うとともに、乳幼児の親同士が交流する機会を設け、子育て中の保護者等の不安や負担感の軽減を図りました。

引き続き、各市町のニーズに応じて、地域で子育てに関するボランティア活動等をされている方や祖父母世代の方を対象にした、子育て家庭を応援する人材育成の取組や、乳幼児の保護者が交流する機会について、市町の取組を促進する必要があります。

子育て家庭支援の主な取組の概要は、次のとおりです。

【以上、健康福祉部子ども・家庭局】

(参考) 主な子育て家庭支援の取組

・子育ちサポーター養成講座

幼稚園や小中学校のPTAの研修会や子育て支援サークル等 45 団体 1,984 人の 受講者があり、累計で 11,085 人となり、10,000 人の目標を達成しました。(平成 28 年 3 月末現在)

・子育ち・子育てマイスター講座実施事業

地域で子育て家庭を応援する人材の育成として、市町と連携し、「子育ち・子育 てマイスター講座実施事業」(基礎及び応用講座全5回程度)を行いました。

桑名市、伊賀市、志摩市、東員町、玉城町、御浜町、紀宝町 7 市町で実施 養成人数:116 人

・子育てはっぴぃパパ・ママワーク実施事業

乳幼児等の親同士が子育てに関するテーマをもとに様々な悩みや思いを語り合うことを通して、アドバイスが得られるワークショップ「子育てはっぴぃパパ・ママワーク」を、市町と連携し実施しました。

志摩市、東員町、川越町、度会町、南伊勢町で延べ 18 回実施 受講者 242 人 ・孫育て講座実施事業

地域の子育て支援を祖父母世代の方々が取り組むために、現在の子育て事情や子 どもや孫に対する具体的な関わり方、今後、必要とされる知識や実技を学ぶこと ができる講座(全3回程度)を市町と連携して実施しました。

伊賀市、熊野市、東員町、玉城町 4市町で実施

養成人数:21人(3回全て受講者)

少子化対策応援地域人材育成事業

企業においても子育て家庭の支援について理解を深める必要があることから、企業の職員向けの研修会等を行い、子育て中の職員を支援する機運の醸成を図るとともに、企業における取組を促しました。

- ・企業向け研修会の開催:松阪市、四日市市、伊勢市の3か所で開催 (41 社 受講者106人)
- 実践活動企業:14 社(14 社を表彰。表彰式:平成28年2月20日)
- 〇少子化の進行や共働き家庭の増加等、家庭を取り巻く環境が変化する中、家庭の教育力の 低下が懸念されていることから、子どもたちの「生き抜いていく力」の育成につなげるた め、「教育の原点」である家庭教育の充実を図る必要があります。【戦略企画部】
- ○野外体験保育の有効性について実態調査を行うとともに、有識者による検討会を開催し、 報告書を作成しました。今後は、野外体験保育有効性調査の結果について、広く周知を図 る必要があります。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ○公教育の一翼を担っている私立幼稚園において、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が推進されるよう支援しました。引き続き個性豊かで多様な教育が推進されるよう支援 するとともに、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園が、円滑に移行 できるよう支援する必要があります。【健康福祉部子ども・家庭局】

- ○家庭での生活習慣や読書習慣等の確立を図るため、小中学校でのチェックシートを活用した集中取組期間を2回から3回に拡充し取り組みました。また、就学前の子どものためのチェックシートを活用した取組(2回)も始めました。実施後、学校が家庭における取組状況の把握や児童生徒および保護者や地域へのフィードバックを行い、活用の促進を図りました。(活用率: H27. 4:75.6%→H27.7:84.0%→H27.10:85.8%)【教育委員会】
- 〇幼稚園教員等の資質向上を支援するため、幼稚園教育研究協議会において、教育課程の内容の充実について実践事例の交流を行いました。今後も、計画的・組織的に指導が行われるよう、具体的な取組事例の紹介を行うなどの支援が必要です。また、幼稚園・保育所・認定こども園に在籍する5歳児を対象に生活習慣チェックシートを実施(2回)しました。【教育委員会】
- ○幼稚園教育研究協議会において、幼小のスムーズな接続について実践事例の交流を行いました。今後は、幼稚園と小学校が連携した取組が一層充実するよう、具体的な取組事例の紹介を行うなど、引き続き支援する必要があります。【教育委員会】

	26 年度	27 年度		28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		48 人		73 人	0人
保育所の待機児童数(県) 	48 人(26 年 4月1日)	98 人 (27 年 4 月 1 日)	0. 00		
放課後児童クラブ・放課後子ども		89. 0%		91.0%	93.0%
教室を設置する小学校区の割合 (県)	88.0% (26年5月)	90. 6%	1. 00		
) 放課後児童クラブの待機児童数		-		64 人	0人
(※新たに27年度に設定した項目)		86 人(27 年 5 月 1 日)	ı		
家庭教育を支援する市町・団体数(累計)		_		27 市町・団 体	74 市町・団 体
(※新たに27年度に設定した項目)		12 市町・団体 (27 年 12 月)	_		
 小学校の児童との交流を行った幼 稚園等の割合		_	_	74. 2%	100%
(※新たに27年度に設定した項目)		65. 6%			

モニタリング指標	27 年 3 月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
保育士の平均勤続年数(県)	9年2か月(25年)	10年(27年)
低年齡児(0~2歳)保育所利用児童数(県)	13,042 人 (26 年 4 月 1 日)	13, 172 人 (27 年 4 月 1 日)
病児・病後児保育所の実施地域数(県)	22 市町(26 年)	22 市町(27 年)

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	6, 288, 926	7, 260, 841			

- ○認定こども園・保育所等を通じた共通の給付(施設型給付)および小規模保育等への給付(地域型保育給付)を行い、幼児教育・保育の総合的な提供等を図ります。
- 〇待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り 組む市町に対して支援します。また、潜在保育士の職場復帰支援や新任保育士の就業継続 支援を実施するとともに、保育士修学資金貸付制度などにより保育士確保に向けた取組を 進めます。
- 〇病児・病後児保育の運営、広域利用、施設整備への支援を行い、保育環境の整備に努めます。

- 〇放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営、施設整備・拡充への支援を行うとともに、 放課後児童クラブ支援員への研修等を行い、放課後児童の健全育成に努めます。
- 〇市町と連携して、子育て家庭を応援する「子育ち・子育てマイスター養成講座」や祖父母 世代の方を対象とした「孫育て講座」を開催し、市町における子育て家庭を応援する取組 を促進します。
- ○家庭における子育でに不安を抱える若い方々が多いことから、乳幼児の親同士が子育でについての悩みや思いを語り合い、不安を解消できる交流の機会や、自身の役割や成長に自ら気づいたり、学んだりする機会となるワークショップ等を開催する市町を支援します。また、男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体等と連携して、父親等を対象に子どもの生活習慣や自主性、社会性を身につけたり、自己肯定感を高めるなど、家庭においてできること、求められることなどを考える場づくりを促進します。

- ○家庭教育を応援するための基本となる方針・戦略を取りまとめるとともに、家庭教育の充実に向けた知見を収集するなどして、家庭に対する啓発手法を確立します。【戦略企画部】
- 〇平成27年度に実施した野外体験保育有効性調査では、野外体験保育の実施頻度が高い施設 ほど、多くの園児に「自分から進んで何でもやる」などの結果や取り組むための課題が明 確になっています。今後は、子どもの生き抜いていく力の育成に向け、県内の幼稚園や保 育所等に対して野外体験保育に関する普及啓発や人材の育成に取り組みます。
- 〇私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、子ども·子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園が円滑に移行できるよう、引き続き支援していきます。【以上、健康福祉部子ども・家庭局】
- 〇PTAと連携し、生活習慣や読書習慣の確立のためのチェックシートを活用した取組を促進します。県内一斉の集中取組期間(3回)については、保幼小中の特性に応じた時期の設定や期間の延長などの工夫を行うとともに、市町等からの要望もふまえ発達段階に配慮しながら、就学前の子どものためのチェックシートを3、4歳にも拡大します。加えて、小中学校用チェックシートについても小学校1、2年生版を作成するとともに、小学校3年生以上および中学校では家庭でスマートフォン等の使用のルールづくりを考える項目の追加や子どもの振り返り・先生からの一言欄を設けるなど改善を行い、取組を充実します。【教育委員会】
- 〇幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための研修等を実施することにより、就学前教育 を担う人材の資質向上を推進します。【教育委員会】
- 〇就学前児童の発達段階に応じた生活習慣等の確立のため、就学前の子ども向け生活習慣チェックシートを実施するとともに、結果を家庭と幼稚園・保育所・学校等が共有し、連携して家庭における子どもたちの基本的な生活習慣等の確立を図ります。【教育委員会】
- ○幼児期の教育において、多様な体験活動等を通して自主性や規範意識、自尊心、思いやり の心など学びの基礎の育成が図られるよう、幼稚園・保育所等へ実践事例の普及・啓発を 進めます。【教育委員会】
- 〇幼保小接続モデルカリキュラムを作成し、普及すること等を通じて、幼稚園・保育所等か ら小学校への円滑な接続を推進します。【教育委員会】

重点的な取組8 男性の育児参画の推進

5年後のめざす姿

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるとともに、 子どもの生き抜く力を育む子育てに男性が積極的にかかわることができるようになってい る状況をめざします。

主な取 組内容

- ①普及啓発、情報提供【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②人材の育成【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③企業等への働きかけ【健康福祉部子ども・家庭局】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度

筬 (進んだ)

判断 理由 重点目標を達成したほか、男性の育児参画の機運の醸 成が進んでいることから、「進んだ」と判断しました。

【※進展度: (進んだ)、(ある程度進んだ)、(あまり進まなかった)、(進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

〇「みえの育児男子プロジェクト」として、「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」を始め とするさまざまな啓発事業を実施するとともに、企業や市町への働きかけ等による人材育 成など、職場における仕事と育児の両立を大切にする風土づくりや働く男性の育児参画の 機運の醸成等に取り組みました。

特に、「第2回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」は前回を上回る応募があり、結婚・ 家庭フォーラムと併せて開催したことや、普及啓発冊子の作成・配布等により、「みえの育 児男子プロジェクト」の取組を広く知っていただくことができました。

○「イクボス推進トーク」や「みえの育児男子倶楽部」、「みえの育児男子アドバイサー養成 講座」などを通して、企業の管理職や従業員等に向けて、仕事と育児の両立や働きやすい 職場づくりに関する働きかけを行い、「イクボス」の推進や独自の研修会等を主体的に行う 企業を支援しました。引き続き、男性の育児参画について、幅広く普及が進むよう取り組 むとともに、企業における取組が進むよう働きかけをさらに加速する必要があります。

【以上、健康福祉部子ども・家庭局】

(参考)「みえの育児男子プロジェクト」の主な取組実績

- 第2回ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ(応募総数:418件) 表彰取組等の啓発冊子の作成、配布(2,000部)
- ・みえの育児男子倶楽部: 4回開催 参加者数:延べ120人程度
- ・みえの育児男子アドバイザー養成講座:参加者数:17 企業・団体(18 人)
- みえの育児男子ハンドブックの作成、配布 (10,000 部)
- ・育児男子キャラバン隊の開催:熊野市、桑名市、玉城町、津市、松阪市(大交流会) 参加者数:37組 114人の親子(大交流会15組45人の親子)
- ・イクボス推進トーク:5回開催
- みえの育児男子親子キャンプ:2回開催

	26 年度	27	年度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		60 企業・ 団体		120 企業・ 団体	300 企業・ 団体
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数(累計)	5 企業・ 団体 (27 年1月)	79 企業・ 団体	1. 00		
育児休業制度を利用した従業員の割		6.0%	1 00	7.5% (27 年度)	14.0% (30 年度)
合(県、男性)	4.2% (25 年度)	6.3% (26 年度)	1.00		

モニタリング指標	27 年 3 月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
男性の家事・育児時間(県、一日あたりの平均) (総務省「社会生活基本調査」)	45 分(23 年)	同左(5年毎のデータ)

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	9, 853	4, 784			

- ○約半数の若い世代が「父親も育児に積極的に参加すべき」という調査結果があり、「みえの育児男子プロジェクト」として、男性の育児参画についての機運を高めるため、"ステキな育児をしている男性"等を表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」の実施などによる情報発信のほか、「みえの育児男子倶楽部」の開催等による子育て中の男性の交流機会づくりなどを進めます。
- 〇仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境づくりのためには、企業等の管理職への意識啓発 が大切であることから、企業等における「イクボス」の推進を応援します。
- 〇自然体験を通じて子どもの生き抜いていく力を育む子育てに男性が関わる取組を進めます。 【以上、健康福祉部子ども・家庭局】

重点的な取組9 子育て期女性の就労に関する支援

5年後のめざす姿

就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと 考える多くの女性が、希望する形で就労できている状況をめざします。

主な取 組内容

- ①学生への就労継続を考える機会の提供【雇用経済部】
- ②希望がかなう労働環境づくり支援【雇用経済部】
- ③キャリアアップ支援【雇用経済部】
- ④再就職後のフォローアップ【雇用経済部】
- ⑤職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度



😂 (ある程度進んだ)

判断 理由 重点目標については達成できたものの、取組に係る手段の 有効性等を見直す必要があることから、「ある程度進んだ」 と判断しました。

【※進展度: (進んだ)、(ある程度進んだ)、(あまり進まなかった)、(進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

- ○女子学生が将来、妊娠・出産・子育て等で離職せずに、県内企業で働き続けることができ る労働環境について、企業と女子学生との意見交換会等を県内2大学で2回開催しました (参加者 112 人)。引き続き、女子学生が希望どおり就労継続や再就職できるよう、取組を 進める必要があります。
- 〇パート従業員の確保・定着等に取り組む企業(2社)に対して労働環境調整アドバイザー を派遣し、再就職したパート労働の女性が、希望する形で離職せずに働き続けることがで きる労働環境づくりを支援しました。また、取組の成果をホームページやパンフレット等 で情報発信しました。さらに、女性の多様な働き方の提案や国の各種助成金制度の活用方 法、女性の能力を生かした先進事例の紹介等について、県内企業に対して女性の活用に係 る啓発セミナーを県内1カ所で1回開催しました(参加者25人)。引き続き、女性が妊娠・ 出産・子育て等のライフプランやキャリアデザインを考える機会づくりを進める必要があ ります。
- ○社会保険労務士等の専門家の支援により再就職後の課題解決を図るとともに、各人の事情 に応じたキャリア形成を支援するため、再就職を経て活躍する女性ロールモデルと、再就 職した女性とが気軽に交流できるサロンを県内2カ所で2回開催しました(参加者24人)。 引き続き、子育て期女性のキャリアアップに向けた支援を行う必要があります。
- 〇女性の就労継続について、県内の中小企業・小規模企業 5,000 事業所に対し、アンケート 調査を実施するとともに、昨年度までに県の就労支援事業を利用した女性約 200 人に対し、 再就職後の課題についてアンケート調査を実施しました。その結果、約4割の企業が女性 を活用することによって、細やかな心配りや丁寧さなど業務の質の向上や、女性ならでは の視点での商品・サービスの開発・改良が期待できると考えていますが、出産・子育て等 でいったん離職すると、約6割の女性が知識・スキル面で仕事についていけないことや、 責任のある仕事につけないことを実感していることなどがわかりました。今後、再就職し た女性に対して、再就職後の課題解決に向けたフォローアップが必要です。

【以上、雇用経済部】

〇女性の大活躍推進三重県会議の加入促進に取り組み、平成28年3月末時点の会員数は、254 企業・団体となりました。今後も引き続き、女性が職業生活等において能力を発揮できる 環境づくりの支援に取り組み、女性の活躍推進の機運を高めていく必要があります。【環 境生活部】

	26 年度	27	年度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
学生に対するキャリア形成支援を		2校	4 00	4校	10 校
行う高等教育機関数	O 校 (26 年度)	2 校	1. 00		

モニタリング指標	27 年 3 月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
25~44 歳女性の就業率(県) (総務省「就業構造基本調査」)	58.3% (24年)	同左 (5年毎のデータ)

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	21, 808	26, 368			

- 〇女子学生が将来、妊娠・出産・子育て等で離職せずに、県内企業で働き続けることができる労働環境について、企業と女子学生との意見交換会及びワークショップを開催します。
- ○女性従業員の確保・定着等に取り組む企業に対して労働環境調整アドバイザーを派遣し、 再就職した女性が、希望する形で離職せずに働き続けることができる労働環境づくりを支援します。また、取組の成果や事例などをホームページやパンフレット等で情報発信します。さらに、就労を希望する女性に対し、就労支援相談を実施するとともに、女性の再就職を阻害する要因である離職ブランク等を払拭できるよう、働くために必要なスキルアップ研修(座学)とインターンシップを組み合わせた事業を実施します。
- ○再就職を経て活躍する女性ロールモデルと、再就職した女性とが気軽に交流できるサロン を開催します。社会保険労務士等の専門家の支援により再就職後の課題解決を図るととも に、各人の事情に応じたキャリア形成を支援します。
- ○女性と企業の相互理解等を促し、就労継続に必要な環境づくりを支援することにより、子育て期等においても就労継続できる女性の増加を図ります。
- 〇アンケート調査結果報告書をふまえ、より有効な女性の就労継続支援の事業展開につなげ ます。

【以上、雇用経済部】

○女性活躍推進法の施行を受け、県内中小企業等を対象に、事業主行動計画の策定支援を行 うとともに、引き続き、女性の大活躍推進三重県会議への加入や取組宣言の実施について 県内企業・団体等に働きかけます。また、「女性活躍」をテーマとした公開フォーラムや 男性の意識改革につながる講演会を開催するなど、女性の活躍推進のさらなる機運醸成を 図ります。【環境生活部】

重点的な取組 10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

5年後のめざす姿

安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組が進むととも に、職場の管理職が「イクボス」となるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組 む、子育てに優しい企業が増えている状況をめざします。

主な取 組内容

- ①ワーク・ライフ・バランスの取組促進【雇用経済部】
- ②企業等による地域子育ての活発化【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③マタハラ、パタハラのない職場づくり【環境生活部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度



😊 (進んだ)

判断 理由

重点目標を達成したほか、主な取組の全てが概ね進展 していることから、「進んだ」と判断しました。

【※進展度: (進んだ)、(ある程度進んだ)、(あまり進まなかった)、(進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

〇ワーク・ライフ・バランス推進のため、企業経営者等を対象としたセミナーを開催するな ど労使団体等と連携した啓発・普及に取り組むとともに、働きやすい職場環境づくりに向け た「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度では、最も多い 109 社を認証、うち 4 社を表彰し、それらの優れた取組事例を広く紹介しました。しかしながら、特定の業種か らの申請が多いことから、より多くの企業から申請がなされるよう、申請の少ない業種への 企業訪問など制度のさらなる周知啓発が必要です。

また、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業の担当者を「推進キーパーソン」とし て養成する講座を開催し、キーパーソンが行う取組が効果的に進められるよう8社を対象に 専門家を派遣した結果、業務改善により残業時間の削減や生産性の向上などの成果につなが りました。これらの取組事例について、水平展開につながるよう活用を検討します。【雇用 経済部】

- 〇地域の企業や子育て支援団体が参画し、活動する「みえ次世代育成応援ネットワーク」は 1,463 会員(平成28年3月末時点)に増加しました。また、当ネットワークと連携して「第 10回子育で応援!わくわくフェスタ」を東紀州地域で初めて開催し、約6,500人の子育で 家庭等の参加がありました。今後も子どもや子育て家庭への支援活動が会員の主体的な参 加により展開されるよう、ネットワークと連携して取り組む必要があります。【健康福祉部 子ども・家庭局】
- ○マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた企業等の取組を促 すため、お互いさまの職場風土づくりにつながる「ファミリーデー」を実施した8社に対 し経費の一部を助成しました。また、将来におけるマタハラ・パタハラを防止するため、 県内9大学で出前講座を開催し、多くの大学生に啓発することができました。さらに、高 校生向けのリーフレット「マタハラ・パタハラ・トリセツ」を作成し、県内高等学校3年 生等に配布しました。来年度は、マタハラに関する法律が整備される予定であることから、 それを契機とした企業向けの啓発に、より一層取り組んでいく必要があります。【環境生活 部】

	26 年度	27 年	E度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
 ローカ・ラノフ・バランフの推進に		37.0%		48. 0%	65.0%
ワーク・ライフ・バランスの推進に 取り組んでいる事業所の割合	31.8% (25 年度)	43. 9%	1.00		

モニタリング指標	27 年 3 月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
労働者からのマタニティ・ハラスメント関連の相 談件数	40 件(25 年度)	66 件(27 年度)

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	68, 895	60, 542			

- ○働きやすい職場環境づくりのため、労使団体等と連携し、セミナーを開催するとともに、 残業時間の削減や休暇の取得促進等に取り組む企業等を認証・表彰し、優れた取組事例を 広く紹介します。また、企業への専門家派遣による個別サポートのほか、先進企業の事例 発表や意見交換を行う報告会の開催など、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組 が効果的に進められるよう支援します。【雇用経済部】
- ○「みえの子ども白書 2016」を作成するにあたり実施したアンケート調査によると、「子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思う」大人の割合が減少しているという結果が出ていることから、引き続き、「みえ次世代育成応援ネットワーク」をはじめ、地域や企業、団体など様々な主体と連携し、子どもの育ちを見守る取組を進めるととともに、団体・NPOによる子育て家庭を応援する取組を人的、資金的、物的に支援します。あわせて、子育て家庭等の経済的負担の軽減を図り、民間の事業者における子どもの育ちや子育て家庭を支える機運の醸成を図るため、「子育て家庭応援クーポン」協賛店舗の拡大に取り組みます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ○マタハラの防止等に向けて、平成28年3月に雇用保険法等の一部を改正する法律が可決・ 成立したことから、それを契機とした企業向けの啓発に一層力を入れて取り組んでいく必 要があります。そのため、マタハラ、パタハラの防止を目的とした人事労務担当者等向け の事例マニュアルを作成します。【環境生活部】

重点的な取組 11 子どもの貧困対策

5年後のめざす姿

「三重県子どもの貧困対策計画」(平成 28 年度~31 年度)に基づき、子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

①教育の支援【健康福祉部】【健康福祉部医療対策局】【健康福祉部子ども・家庭局】 【環境生活部】【農林水産部】【教育委員会】

主な取 組内容

- ②生活の支援【健康福祉部】【健康福祉部医療対策局】【健康福祉部子ども・家庭局】 【雇用経済部】【県土整備部】
- ③保護者に対する就労の支援【健康福祉部】【健康福祉部子ども・家庭局】 【雇用経済部】
- ④経済的支援【健康福祉部】【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤包括的かつ一元的な支援【健康福祉部】【健康福祉部子ども・家庭局】 【環境生活部】【教育委員会】

【※進展度: (進んだ)、(ある程度進んだ)、(あまり進まなかった)、(道(進まなかった))

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

- 〇平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策に関する法律」(以下「法律」という。)に基づき、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)が策定されました。法律第9条において、「都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める」としており、県では平成27年度に「三重県子どもの貧困対策計画」(以下「計画」という。)を策定しました。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ○計画は、国の大綱に示された、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの支援に、「包括的かつ一元的な支援」を加えた5つの支援を柱として取組を進めることとしましたが、「包括的かつ一元的な支援」を進めるためには、県、市町、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて得た情報を共有・活用して、貧困の状況にある子どもやその保護者を早期に発見し、支援を行うことができる体制の整備を図る必要があります。【健康福祉部子ども・家庭局】
- 〇なお、27年度は子どもの貧困対策にかかる数値目標は設定しませんでしたが、「学習支援」、「ひとり親の就業支援」、「生活相談、支援」、「進学の支援」の4つを主な取組内容として整理し、取組を進めました。主な取組は以下のとおりです。

- ・全ての中学校区にスクールカウンセラーを配置し、状況に応じた効果的な活用を行いました。また、派遣要請等に基づき、スクールソーシャルワーカーが 95 校 869 回(小学校 363 回、中学校 209 回、県立学校 297 回)訪問して、児童生徒や保護者等を福祉機関につなぐ等の対応を行いました。今後、スクールソーシャルワーカーと関係機関が連携して、一層効果的なチーム支援を行っていく必要があります。【教育委員会】
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する5市町への支援を行いました。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談員がハローワークや福祉事務所の 母子・父子自立支援員等と連携して相談に応じ、ひとり親の就業を支援しました。ま た、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親の能 力開発を行い、就業を支援しました。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ・生活困窮者自立支援法に基づき、県所管地域(多気町を除く郡部)の生活困窮家庭(生活保護受給世帯を含む)の中学生を対象に、学習習慣の確立、志望校への進学支援等学習支援を行いました。この結果、支援を行った7人のうち中学3年生である4人は、全員高校進学を果たすことができました。今後、中学生の子どもがいる生活困窮家庭に、この事業を一層活用していただけるよう取り組むことが必要です。【健康福祉部】
- ・ひとり親家庭の方が悩みの相談や情報交換を行い、自立につなげる「ひとり親家庭情報交換会」を実施しました。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ・ひとり親家庭の子どもの就学に必要な資金や生活に必要な資金等について、427件、2億7,771万円の母子父子寡婦福祉資金の貸付を行いました。また、ひとり親家庭の生活と自立支援のため、児童扶養手当を支給しました。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ・高校・高専に進学する能力を持ちながら、経済的理由により修学が困難な者 1,070 人に対し、修学奨学金の貸与を決定するとともに、家計が急変した生徒等の修学を支援するため、7人に対し緊急的に修学奨学金を貸与しました。【教育委員会】
- ・県立高等学校授業料に相当する教育費の負担軽減のため、一定の要件を満たす世帯に属する生徒 22,174 人に対し就学支援金受給資格を認定しました。低所得世帯における授業料以外の教育費負担を軽減するため、2,963 人に対し高校生等奨学給付金を支給しました。【教育委員会】

	26 年度	27 4	年度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
生活困窮家庭またはひとり親家庭に		_		24 市町	29 市町
対する学習支援を利用できる市町数(※新たに27年度に設定した項目)	6 市町 (26 年度)	23 市町	_		

モニタリング指標	27 年 3 月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
生活保護世帯における子どもの数(人)とその割 合	2, 137 人 0. 72% (26 年度)	1,942 人 0.66%
子どもの貧困率(全国)	16.3%(24年)	同左
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困 率(全国)	54.6%(24年)	同左

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	7, 092, 257	8, 461, 906			

- ○「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就 労の支援、経済的支援を行うとともに、行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取 組を通じて探知した情報を共有・活用し、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早 期に発見し、包括的かつ一元的な支援が行える体制の整備を図ります。【健康福祉部子ど も・家庭局】
- ○5つの支援の柱全てに平成31年度までの数値目標とモニタリング指標を設定しており、取組が着実に進むよう、PDCA(計画→実行→評価→改善)のプロセスにより、全庁的に子どもの貧困対策を推進していきます。【健康福祉部子ども・家庭局】

平成28年度の主な取組は以下のとおりです。

- ・いじめや暴力行為等の問題行動、不登校や貧困の連鎖など多様な課題に対応するため、スクールカウンセラーを全ての公立全中学校区に配置し、配置時間の弾力的な活用を行うとともに、県立高校6校を拠点にスクールソーシャルワーカーがモデル中学校区を巡回してスクールカウンセラーとのチーム支援を行うなど、学校の相談体制の充実と関係機関との一層の連携を進めていきます。【教育委員会】
- ・高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、就学支援金および給付金の支給、奨学金の貸与を行うなど支援します。なお、奨学金については、ひとり親家庭に対する支援として、貸与の対象となる基準収入額の引き上げを行います。【教育委員会】
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町を支援するとともに、生活困窮家庭 (生活保護世帯も含む)の子どもの学習支援を実施します。【健康福祉部子ども・家庭 局】

- ・生活困窮家庭の子どもの学習支援事業の推進にあたっては、対象となる家庭に学習支援を受ける必要性を理解していただくことが重要となります。このため、各地域の自立相談支援機関の相談員等が世帯全体の自立支援の観点で支援を進める必要があり、福祉事務所等と密接な連携のうえ取り組んでいきます。【健康福祉部】
- ・三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援等を行うとと もに、日常生活支援等を行う市町を支援します。【健康福祉部子ども・家庭局】

重点的な取組 12 児童虐待の防止

5年後のめざす姿

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが 守られている状況をめざします。

主な取 組内容

- ①望まない妊娠への対応【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②虐待があった家族への支援【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③市町の児童相談体制の強化【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④関係機関の連携強化【健康福祉部子ども・家庭局】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度

😂 (進んだ)

判断 理由

重点目標を達成したほか、主な取組の全てが概ね進展 していることから、「進んだ」と判断しました。

【※進展度: (進んだ)、(ある程度進んだ)、(あまり進まなかった)、(進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

- ○県内5か所の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は1,291件(※速報値)となり ましたが、重篤に至ったケースはなく、家族への支援等を適切に行うことができました。 今後も適切に対応していく必要があります。
- 〇被虐待児童の安全確保や指導等を必要とする児童を保護するため、県内2か所の一時保護 所において延べ 8.874 人を一時保護し、心のケアやカウンセリングを行いました。今後も 引き続き適切に対応する必要があります。
- 〇児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツール(26年度運 用開始) 及びニーズアセスメントツール (27 年度運用開始) の運用の徹底を図ることがで きました。今後は運用の定着と一層の精度の向上を図る必要があります。
- ○児童相談所の虐待ケースの進行管理が充分に図られるよう、民間団体に委託したモニター 強化事業を津市及び四日市市において実施し、よりきめ細かく、迅速な対応につなげるこ とができました。今後も虐待件数の多い、進行管理が難しい地域への取組を拡大する必要 があります。
- 〇市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うと ともに、関係機関が連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援する ためのアドバイザーの派遣(13市町12回(合同実施含む))や児童相談の進行管理等に助 言するスーパーバイザーの派遣(9市町 23 回)などを行い支援が図られました。今後も 各市町の実情に合った的確な支援を継続する必要があります。
- 〇医療機関における児童虐待対応を適切に行えるよう、医療機関と共催で医学的研修を開催 (5回、受講467人) し、虐待対応の知識を身につける場を提供しました。適切な連携等 が図られるよう、引き続き他の医療機関でも開催していく必要があります。
- 〇中高生が抱える思春期の性をめぐる課題の解決や自己肯定感の醸成を図るため、思春期ピ アサポーターを養成し、ピア活動を展開しました。(平成27年度:ピアサポーター養成50 人、ピア活動3校)
 - 今後のピア活動は大学や大学生主体の活動として継続予定です。

- ○望まない妊娠への電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を実施(相談件数:76件)するとともに、高校、コンビニ、スーパー等にカードを配布し(704カ所、カード配布数:約71、000枚)相談窓口を周知しました。相談件数は昨年度より増加しており、引き続き、望まない妊娠を予防するため、性や妊娠に関する正しい知識の啓発等の取組の推進が必要です。
- 〇平成26年度に作成した妊娠届出時のアンケートの県内統一様式の利用を平成27年度から開始し児童虐待の未然防止に向け、特定妊婦の早期把握、早期支援につなげています。今後は要支援となった妊婦への対応状況等を把握し、取組の効果や内容の評価を行い、保健、医療分野の連携体制の一層の強化に取り組む必要があります。

【以上、健康福祉部子ども・家庭局】

	26 年度	27	年度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		0人	4 00	0人	0人
児童虐待により死亡した児童数	O 人 (25 年度)	O人 (26 年度)	1. 00		

モニタリング指標	27 年 3 月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
児童虐待相談対応件数(県)	1, 117 件 (25 年度)	1, 291 件 (27 年度速報値)

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	52, 750	51, 539			

28 年度の改善のポイントと取組方向

〇児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族再統合などの家族 支援のため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの精度を高め、法的 対応や介入型支援を推進します。

また、市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化に取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成を支援します。

〇妊娠期からの虐待予防に向けて、「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を引き続き 設置し、周知を行うとともに、望まない妊娠の予防に向けた取組を推進します。

5年後のめざす姿

社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重 県家庭的養護推進計画」(平成 27 年度~41 年度)に基づき、児童養護施設、乳児院の本 体施設の小規模化及び小規模グループケア化、施設のない地域への分散化、及び里親・フ ァミリーホームへの委託が進んでいる状況をめざします。

主な取 組内容

- ①里親委託の推進【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②里親の養育技術の向上【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③施設整備の促進【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④施設の職員体制の充実や人材育成【健康福祉部子ども・家庭局】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度

(ある程度進んだ)

判断 理由

グループホームでケアを受けている要保護児童の割 合は目標を達成できませんでしたが、家庭的な環境で 養育される子どもの割合が増加したこと等から「ある 程度進んだ」と判断しました。

【※進展度: (進んだ)、(ある程度進んだ)、(あまり進まなかった)、(進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

- 〇「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、施設の小規模化、地域分散化を進めるため、児 童養護施設 (津市、28 年度に繰越) と地域小規模児童養護施設 (四日市市) の整備補助を 決定しました。今後も入所児童に、より家庭的な環境を提供できるよう、同計画に基づき 整備を図る必要があります。
- 〇地域小規模児童養護施設と乳児院における小規模グループケア化の運営を支援するため、 27 年度から児童指導員等の職員加配等に要する経費(職員加配分、ユニットリーダー加算) に対して補助を行い、6施設において職員体制の強化が図られました。今後も引き続き、 入所児童へのケア体制の充実を図っていく必要があります。
- 〇里親説明会または里親出前講座を、県内すべての市町において1回以上開催し、延べ約 1,850人の参加者がありました。また、養育里親の新規登録者が16世帯ありました。引き 続き里親制度を広く知っていただくとともに、里親登録者の増加に向けた啓発活動に積極 的に取り組んでいく必要があります。
- ○津市内にファミリーホームが新たに1か所開設され、県内のファミリーホームは4か所と なりました。引き続きファミリーホームの開設相談に対して、適切な助言や支援を行って いく必要があります。
- O27 年度から家庭養護の推進に向け、里親支援専門相談員を配置する児童養護施設や乳児院 において、入所児童を里親委託につなげられた5施設に対し、その後のフォロー活動等に 要する経費に補助を行い、活動の促進が図られました。引き続き入所児童の里親委託促進 及び委託後の里親支援の充実を図っていく必要があります。

	26 年度	27 年	- 度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
 グループホームでケアを受けてい		11. 1%		12. 3%	18. 1%
る要保護児童の割合	7.8%(26 年 12 月)	8.3%	0. 75		
里親・ファミリーホームでケアを受		18. 2%		21. 2%	21.5%
全税・ファミリーホームとグアを受 けている要保護児童の割合	16.1%(26 年12月)	21.0%	1.00		

モニタリング指標	27 年 3 月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
要保護児童数(県)	540 人 (26 年 12 月)	506 人

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	328, 684	266, 153			

- 〇平成26年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、家庭養護の推進に向け、 里親制度を周知し、新たな里親登録者を増やすとともに、里親に対する研修を充実させ、 養育技術の向上を図り里親委託を推進します。
- 〇施設養護においても家庭的な養育環境を提供できるよう、児童養護施設・乳児院の小規模 グループケア化や地域分散化等を推進するため、計画的に施設整備を行います。 また、児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援や家庭復帰に向け、児童自立 支援資金の貸付や家族再生のための親への支援を行うとともに、施設職員の人材育成など を支援します。

重点的な取組14 発達支援が必要な子どもへの対応

5年後のめざす姿

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町等との連携により途切れのない支援体制が構築されている状況をめざします。

①三重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校の整備【健康福祉部子ども・家庭局】【教育委員会】

主な取 組内容

- ②市町の取組支援【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④発達支援が必要な子どもを育てる家族への支援【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤発達支援が必要な子どもに対する障害福祉サービス等の充実【健康福祉部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度

⑥ (進んだ)

| 判断 |・だ) | 理由 重点目標(「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入)を達成したほか、「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等の 50%以上に導入している市町数についても増加していることから、「進んだ」と判断しました。

【※進展度: ② (進んだ)、② (ある程度進んだ)、② (あまり進まなかった)、② (進まなかった)】

27年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

- 〇県立子ども心身発達医療センターおよび県立かがやき特別支援学校(分校)の一体整備にかかる建築工事に着手するとともに、平成29年6月の開設に向けて組織体制および業務運営の検討を行いました。引き続き建築工事等の適切な進捗管理を行うとともに、運営マニュアルの整備など、具体的な準備を行う必要があります。【健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会】
- 〇市町の発達支援総合窓口における専門人材の育成のため、県立小児心療センターあすなろ学園に市町職員(6人)を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として受け入れ、 長期研修(1年間)を実施しました。
- 〇発達障がい児等に対する早期支援ツールである「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」の保育所、認定こども園、幼稚園への導入を促進し(巡回指導を行った保育所・幼稚園:12 市町 22 か所)、全施設の 40.8%で導入が図られました。導入施設のさらなる拡大に向けて取組を進めるとともに、未導入の市町に重点的に働きかけを行う必要があります。また、保育所等でのこれらの取組が小学校に適切に引き継がれるようモデル事業(1市1小学校)を実施しましたが、引き継ぎ先の教員等への当ツールのさらなる周知が必要です。
- 〇地域の関係機関(医療機関・福祉施設等)と連携した、地域おける発達支援体制の構築に向けて、医療従事者等を対象とした研修会を実施しました(年3回)。発達支援に関わる医師の確保に向けて引き続き取組を進める必要があります。また、県民を対象として「あすなろシンポジウム」や「地域療育支援研修会」等のイベントを開催し、肢体不自由や発達障がいに対する県民の認識の向上を図りました。さらに、あすなろ学園では電話等での発達に関する相談対応を行い、延べ546件の相談に対応しました。草の実リハビリテーションセンターにおいても肢体不自由児の短期入所事業を実施し、延べ342人を受け入れ、家族へのレスパイト支援を行いました。

【以上、健康福祉部子ども・家庭局】

〇児童発達支援、放課後等デイサービスおよび短期入所などの事業所に対し、発達支援が必要な子どもが適切に利用できるよう、指導・助言を行いました。【健康福祉部】

	26 年度	27 年	=度	28 年度	31 年度
重点目標	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
 「CLMと個別の指導計画」を導入		35. 0%		50.0%	75. 0%
している保育所・幼稚園等の割合	33.1%	40. 8%	1. 00		

モニタリング指標	27年3月時点	最新値 (28 年 3 月時点)
子どもの発達障がい等に関する電話相談件数 (県)	571 件(26 年度)	546件(27年度)
5歳児健診を実施する市町数(県)	4市町(27年1月)	4 市町(27 年度)
「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等の内50%以上導入している市町数(県)	15 市町	20 市町

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位:千円)	783, 601	9, 134, 749			

- 〇県立子ども心身発達医療センターおよび県立かがやき特別支援学校(分校)の一体整備に かかる建築工事を行うとともに、組織体制や運営マニュアルの整備など開設に向けて準備 を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局、教育委員会】
- 〇市町の発達支援総合窓口との連携を強化するとともに、県立小児心療センターあすなろ学 園において引き続き「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の受け入れを行い(6 人)、専門的な職員の育成を支援します。
- 〇「CLMと個別の指導計画」の保育所・認定こども園・幼稚園への導入に向けて引き続き 取組を進めます。さらに、大学等の保育士や幼稚園教員の養成施設での研修会等を開催し、 当ツールの周知を図ります。
- ○医療従事者を対象とした発達支援に関する研修会の開催を通じて、地域の医療機関との連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。また、県民を対象としたシンポジウム等を引き続き開催し、県民の発達障がい等に関する知識の向上を図ります。さらに発達支援が必要な子どもを育てる家族を支援するため、発達障がいに関する相談窓口や肢体不自由児の短期入所事業を引き続き実施していきます。

【以上、健康福祉部子ども・家庭局】

〇児童発達支援、放課後等デイサービスおよび短期入所などの事業所に対し、引き続き指導・助言を行っていきます。【健康福祉部】

3 今後の取組

子ども条例については、今後も、啓発冊子やさまざまなイベントを活用して、条例の趣旨を広く啓発するとともに、関係機関と連携しながら、学ぶ機会の場を確保していきます。

また、子どもが意見を表明する機会を確保し、さまざまな取組に反映していくよう努めるとともに、子どもの気持ちに沿った活動支援の視点を大切にしながら、さまざまな活動の支援や、企業や団体、関係機関等と連携を図りながら人材の育成と環境整備も進めていきます。

さらに、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(計画期間:平成27年度~31年度)に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。

